

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2022/2023年 第3号 2023年3月14日発行

県大教の要求が1歩前進！ 学生アルバイトへの通勤費支給が実現

滋賀県立大学教職員組合（県大教）は2019年の理事長交渉から毎年、学生アルバイトへの通勤費支給を要求してきました。

大学側は当初、「通勤費は支給しない」としていましたが、2021年3月の理事長交渉では「検討する」との回答があり、同じ年の11月の交渉においては「これまで勤務地が大学内の場合、通勤費は支給しないとしてきたが、大学内での業務であっても例えば夏休みなど長期休業期間においてオープンキャンパスや入試等の全学共通の業務に従事する場合で、かつ通学定期券を所有していない場合に本学の規定に準じて計算した通勤費を支給する方向で検討している」との回答がありました。

さらに2022年11月の交渉では、「重複支給を避けるため、通学手当の有無をどのように行うか等を検討してきたが、学生・教員・職員の負担が増えないような工夫であり、こうした手当の有無の確認そのものをどうするかを踏まえて現在最終的な整理を行っているところである」との回答がなされました。

そしてこの度、大学当局から県大教に対して、2023年4月からの学生アルバイトへの通勤費支給の説明があり、通学手当の有無にかかわらず、居住地ごとに定額支給するとの内容が示されました。定額支給については事務の煩雑化を避けるためとの説明がありました。

学生にとっては朗報であり、これによりまた1歩、県大教の要求が前進することになりました。

県大教は今後も大学職員や学生の立場に立って運動を進めていきます。引き続き皆さんのご協力をお願いします。

（大学からの提示資料および支給額表は最終ページに掲載しています）

1月24日～25日にかけての大雪により受けた影響についてアンケートを実施しました

県大教は1月24日～25日の大雪によって受けた影響について職場アンケートを実施しました。47名から回答が寄せられ、大雪に対する大学の対応や雪によって職員が受けた被害の実態が明らかとなりました。お寄せいただいたご意見をもとに、今後、交渉などを通じて大学側に改善を求めていきたいと考えています。回答の一部を要約して掲載いたします。

○大雪により受けた影響 通勤方法の変更・通勤時間の延長について

- ・自家用車での通勤ができなかった。
- ・通常よりも通勤時間を要した。25日は就業時間に間に合わなかった。
- ・徒歩・新幹線等、通常とは異なる方法で通勤する必要があった。そのため時間も費用も要した。
- ・(24日)JRの運転見合わせにより帰宅できず、大学で一夜を明かした。
- ・(26日)持参したスコップで除雪してから駐車した程度で特に問題はなかった。

勤務・授業について

- ・25日の授業実施形態変更について共有がなかった。
- ・25日は特別休暇扱いになるのか判断に迷った。
- ・26日の朝も路面凍結していたため午前は在宅勤務とした。
- ・(26日)1限の授業を実施したが、電車の遅延もあって学生の出席率は低かった。
- ・26日も対面授業ができなかった。
- ・25日・26日の授業形態は自身の判断で遠隔やハイブリッドに変更したため、影響は最小限にできたと思う。
- ・出勤が困難であれば特別休暇となる連絡があったので休んだ。
- ・USPoから職員あてに休講の連絡がなかった。
- ・夜中に遠隔授業の準備が必要になった。

- ・自身の判断でいつもより早く出勤し、業務に係る建物周辺の除雪作業を行った。大学から、除雪作業は大学の指示ではなく自身の判断で行ったことであるため、時間外労働は認められないと言われた。
- ・24日の昼休みに「午後から休講になる可能性があります」と放送されていたが、教員にはメール等の連絡はなかった。

その他

- ・(26日)多くの学生が通学に時間がかかったと言っていた。

○大学側の対応に対する意見

全学休講・勤務に関する判断・連絡について

- ・報道では以前から降雪の注意喚起がされていたため、早々に24日午後から休講措置を取り、学生・職員の帰宅を促すべきだったのではないか。また、対面授業ができない可能性を告知するとともに、休講とするのか遠隔授業を認めるのかなどの対応方針をもっと早くに出すべき。
- ・25日に遠隔授業に変更する決定を前日夕刻に通知し、当日中に学生に周知をするよう指示するのはいかななものかと思う。
- ・25日授業実施形態の変更お知らせは、USPoより学生にのみ通知され、職員への共有が無く、授業に携わる末端の者まで情報が行きとどいていなかった。全学的な授業実施形態等の変更や全学休講のお知らせは、学生、教員、職員すべてに送っていただきたい。
- ・勤務について、「在宅勤務または特別休暇、年次休暇で対応」といった内容の連絡があり、どの対応が適切なのか判断に迷った。
- ・特別休暇を取得できたことを後日連絡で知った。前日に連絡を受けている契約職員もいた。せめて、特別休暇を後日取れるようにしてほしい。
- ・今回は遅いながらも前日に判断が下されたことはありがたかった。
- ・対応は以前より早かったと思う。

25日の勤務について

- ・(25日の除雪作業等について)大雪警報などが出ている中での作業で危険を伴うことから、それに付随して手当等の支給が必要と考える。
- ・特別休暇扱いできる人と除雪の為、出勤せざるを得ない人の不平等差を埋める対策を考えて頂きたい。

26日の授業再開に関して

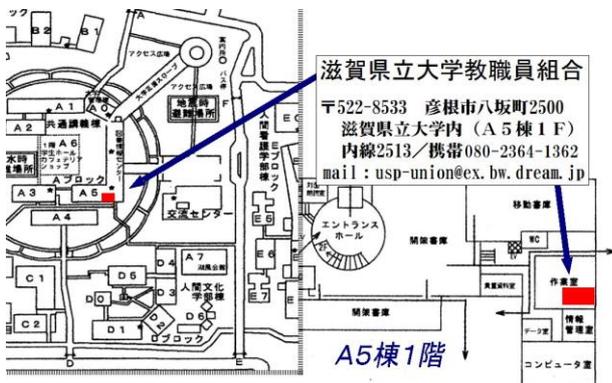
- ・26日も交通が乱れることは明らかだったので、授業形態等について柔軟に対応しても良いとすべきでは。
- ・降雪が続く段階で26日の対面授業の判断が早すぎたと思う。
- ・26日の朝の判断でもよかったと思う。実際にJRは遅延しており、学生からの遅刻の連絡が多かった。
- ・除雪に奮闘し、翌26日に大学を再開できるようにくださった施設系の職員さんに感謝する人がもっと学内にふえてほしい。

その他

- ・通勤・通学方法を変更してバスに乗る者が増えることは容易に予想できたため、あらかじめ臨時バスなど依頼してもよかったのではないか。
- ・今回はJRの対応がまずかったと思う。また、翌日備蓄食料などの一部開放も行えば良かったのではないか。
- ・対応に問題はなかった。雪に限らず災害時は、大学の判断をまず個人個人が判断して行動することが大切だと考える。教職員は自分の判断で行動し、後日対応を協議してもらえれば十分だと思う。

◎組合室について

組合室の場所は下図のとおりです。



発行：滋賀県立大学教職員組合

〒522-8533

滋賀県彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内

滋賀県立大学教職員組合員室

TEL 内線 2513 / 携帯 080-2364-1362

mail usp-union@ex.bw.dream.jp

Web <http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/>

Facebook <https://www.facebook.com/USPunion/>

